宇佐市スポーツ施設の予約に関する要綱

令和３年２月22日

宇佐市告示第37号

改正　令和４年２月10日宇佐市告示第32号

（目的）

第１条　この要綱は、宇佐市スポーツ施設条例（平成17年宇佐市条例第110号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成27年宇佐市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、スポーツ施設の有効活用並びに使用者の利便を図るため、規則第３条第１項に基づく許可申請（以下「許可申請」という。）前に行う施設の予約について、規則第９条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　施設　条例に規定する施設のうち次に定めるものをいう。

ア　総合運動場（多目的競技場、相撲場、武道場、弓道場、アーチェリー場）

イ　総合体育館

ウ　白宇津球場

エ　院内柔剣道場

オ　農村広場

カ　高並体育館

キ　平成令和の森スポーツ公園（屋根付運動広場石橋童夢、陸上競技場、テニスコート、野球場）

(２)　スポーツ行事　次に掲げるいずれかに該当する行事をいう。

ア　スポーツ大会（全国大会、九州大会、県大会、地区大会又はこれらの予選会等をいう。）

イ　県又は市民を対象に行うスポーツ教室、スポーツイベントその他これらに類する行事

ウ　スポーツ練習（通常練習、強化練習又は練習試合等をいう。）

(３)　予約　許可申請前に施設を予約することをいう。

(４)　優先予約　次条第１項第１号から第３号までに規定する予約をいう。

(５)　管理者　施設を管理する者（市、指定管理者又は施設管理受託者をいう。）

（予約の開始日及び制限時間）

第３条　スポーツ行事で施設を予約する開始日及びその制限については、次の各号に定めるところによる。

(１)　特別優先　次に掲げる行事の場合は、使用日の12ヵ月前の月の初日を優先予約の開始日とする。

ア　国、県又は市が主催するスポーツ行事

　　イ　大分県スポーツ協会及びその加盟団体（この場合において競技団体、地域スポーツ団体及び学校体育団体をいう。）又はそれらの上部団体が主催するスポーツ行事

　　ウ　指定管理者が主催するスポーツ行事

　　エ　100名以上が参加するスポーツ行事

オ　農村交流センター宿泊者によるスポーツ行事

カ　平成令和の森スポーツ公園陸上競技場にて開催するスポーツ大会

(２)　第１優先　次に掲げる行事の場合は、使用日の６ヵ月前の月の初日を優先予約の開始日とする。

　　　宇佐市スポーツ協会及びその加盟団体が主催するスポーツ大会

(３)　第２優先　次に掲げる行事の場合は、使用日の２ヵ月前の月の初日を優先予約の開始日とする。ただし、予約は１施設１月につき40時間以内かつ土日祝日２回までを限度とする。

　市内住所者によるスポーツ行事

(４)　その他　次に掲げる行事の場合は、使用日の１ヵ月前の月の初日を予約の開始日とする。

　　ア　市外住所者によるスポーツ行事

　　イ　前号ただし書の制限を超えるスポーツ行事

（優先予約の特例）

第４条　前条の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるスポーツ行事の予約の開始日及びその制限については、別に定めるところによる。

（優先予約の方法）

第５条　施設を優先予約しようとする者は、あらかじめ空き状況を確認のうえ仮予約を行い、管理者が指定する日までに、宇佐市スポーツ施設優先予約申込書（様式第１号）（以下「予約申込書」という。）を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、予約申込書の提出があったときは、先着順でこれを受け付けるものとする。

３　予約申込書を提出したもの（以下「予約者」という。）は、別表に定める日までに許可申請をしなければならない。

（遵守事項）

第６条　予約者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(１)　施設を使用しないときは、速やかに管理者にその旨を申し出ること。

(２)　予約内容に変更が生じたときは、速やかに管理者に必要な指示を仰ぐこと。

(３)　管理者又はその職員の指示に従うこと。

（予約等の取り消し）

第７条　管理者は、予約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その予約又は許可（以下「予約等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災等やむを得ないとき又はその他特別の理由がある認められるときはこの限りではない。

(１)　管理者が指定する日までに予約申込書を提出しないとき。

(２)　管理者が指定する日までに許可申請書を提出しないとき。

(３)　無断キャンセルを繰り返すとき。

(４)　偽りその他不正な手段により予約したとき。

(５)　この要綱に基づく管理者及びその職員の指示に従わないとき。

(６)　条例第９条各号いずれかに該当するとき。

２　管理者は、前項の規定により予約等を取り消したときは、速やかにその旨を予約者に通知しなければならない。

３　前項の規定により予約等の取り消しの通知を受けた予約者は、当該年度以降において優先予約することができないものとする。

（使用が重複する場合の取り扱い）

第８条　施設の使用が重複する場合は、使用者間において必要な調整を行い、その結果を管理者に速やかに連絡するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前に、別に定めるところによりなされた施設の予約については、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条第３項及び第７条第３項の規定は、令和５年４月１日以後の施設の使用に係る予約から適用し、同日前までの施設の使用に係る予約は、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優先予約・予約 | 許可申請期限 | 備考 |
| 特別優先 | 使用日の６ヵ月前まで | 許可申請期限が休館日の場合は、その翌日とする。 |
| 第１優先 | 使用日の３ヵ月前まで |
| 第２優先 | 使用日の１ヵ月前まで |
| その他 | 管理者が指定する日まで |  |

様式第１号（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 宇佐市スポーツ施設優先予約申込書 | | | | | | | | | | 受付　　　　　　番号　　　　　　　　号 | |
| 年　 月 　日受付 | |
| 使 用 区 分 | | 団体使用 | | 名称： | | | | | | | |
| 主催者住所 | | 市　　内 | | | | | | 市　　外 | | | |
| 市内宿泊有無 | | 有（宿泊先：　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | 無 | | |
| 使 用 目 的 | | ※大会名称及び競技名等を記入すること | | | | | | | 添付書類（開催要項等）  有　・　無 | | |
| 使 用 施 設  及 び 区 分 | |  | | | | | | | | | |
| 使 用 備 品 | |  | | | | | | | | | |
| 使 用 日 時 | | 自　　　時　　　分  　　　　年　　月　　日（　　）から　　　　　　　時間　　　　　分  　　　　　　　　　　　至　　　時　　　分　　　　　　　※準備・片付けを含む | | | | | | | | | |
| 使用見込人員  （参加者数） | | 市内 | 児童・生徒　　　名 | | 市外 | 児童・生徒　　　名 | | | | 計 | 児童・生徒　　　名 |
| 一　　　般　　　名 | | 一　　　般　　　名 | | | | 一　　　般　　 名 |
| 小　　　計　　　名 | | 小　　　計　　　名 | | | | 合　　　計　　 名 |
| 加  算設  備 | 照明設備 | 全面全灯・半面全灯（半灯）  ４分の１面全灯、　基 | | | | 時　　分から  時　　分まで | | | | 時間 | |
| 空調設備 | 時　　　分から　　　時　　　分まで | | | | | | | | 時間 | |
| 送風設備 | 時　　　分から　　　時　　　分まで | | | | | | | | 時間 | |
| （　 ） | 使用（　　基・回・試合） | | | | | 未使用 | | | | |
| （　 ） | 使用（　　基・回・試合） | | | | | 未使用 | | | | |

宇佐市スポーツ施設の予約に関する要綱に基づき、上記のとおり予約を申し込みます。

また、当該使用を中止又は変更する場合は、速やかに申し出ます。

なお、使用に際しては、宇佐市スポーツ施設条例及び同条例施行規則及びこれらに基づく職員の指示に従います。

　　　　年　　月　　日

予約責任者　　住　所

団体名

氏　名

電　話

予約副責任者　氏　名

電　話

管理者　宛て